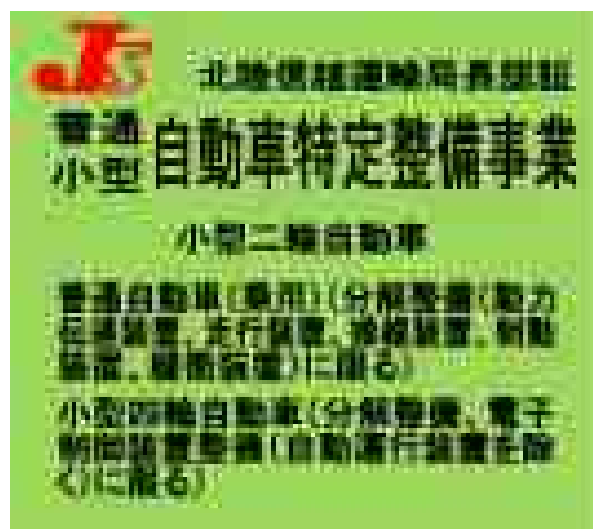


# 自動車特定整備事業の認証申請の案内

(分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場向け※)



北陸信越運輸局 長野運輸支局検査整備保安部門

※分解整備のみを行う事業場は、「自動車特定整備事業の認証申請の案内（分解整備のみを行う事業場向け）」を参照。

電子制御装置整備のみを行う事業場は、「自動車特定整備事業の認証申請の案内（電子制御装置整備のみを行う事業場向け）」を参照。

# 認 証 申 請 案 内

## 1. 自動車特定整備事業の認証制度

(1) 自動車特定整備事業は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の特定整備を行う事業です。

【道路運送車両法（以下、「法」という。）第77条】

(2) 「特定整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う整備又は改造、自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造、かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造※です。また、特定整備は、「分解整備」（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う整備又は改造）と「電子制御装置整備」（自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造、かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造※）に区分されます。

※「かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造」とは、運行補助装置（保安基準が適用された自動命令型操舵機能及び衝突被害軽減制動制御装置のセンサー（センサーからの情報を処理するための電子計算機、センサーが取り付けられた車体前部や窓ガラスを含む。）の取り外し、取付位置、取付角度の変更や機能調整を行う整備又は改造をいいます。

【法第49条・道路運送車両法施行規則（以下、「施行規則」という。）第3条】

(3) 自動車の特定整備を行うには、自動車の構造、装置に関する高度な知識並びに整備をするための設備及び技術が必要です。また、特定整備を適切に行うことが自動車の安全確保及び公害防止の一翼を担っています。したがって、自動車の特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を取得しなければならないという認証制度が設けられています。

## 2. 認証基準の概要

(1) 自動車特定整備事業の種類は、次に掲げるものとなります。【法第78条】

### 1. 普通自動車特定整備事業の対象とする自動車の種類の範囲

- ・ 普通自動車（大型） 普通自動車のうち、車両総重量8 t 以上、最大積載量5 t 以上又は乗車定員が30人以上
- ・ 普通自動車（中型） 普通自動車のうち、最大積載量2 t 超又は乗車定員11人以上であって普通自動車（大型）以外のもの
- ・ 普通自動車（小型） 普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの又は特種の用途に供するものであって普通自動車（大型、中型）以外
- ・ 普通自動車（乗用） 普通自動車のうち普通自動車（大型、中型、小型）以外
- ・ 小型四輪自動車
- ・ 大型特殊自動車

### 2. 小型自動車特定整備事業の対象とする自動車の種類の範囲

- ・小型四輪自動車
- ・小型三輪自動車
- ・小型二輪自動車
- ・軽自動車

### 3. 軽自動車特定整備事業の対象とする自動車の範囲

- ・軽自動車

(2) 認証は対象とする自動車の種類のほか、整備及び装置の種類並びに業務の範囲を限定して受けることができます。なお、大型特殊自動車及び小型二輪自動車は、電子制御装置整備の対象ではありません。【施行規則第57条】

|          |            |  |
|----------|------------|--|
| 分解整備     | (1) 原動機    | エンジン   |
|          | (2) 動力伝達装置 | クラッチ（二輪は除く）、トランスミッション、プロペラ・シャフト、ディファレンシャル  |
|          | (3) 走行装置   | フロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く）リア・アクスル・シャフト（二輪車は除く）                                     |
|          | (4) 操縦装置   | ギヤ・ボックス、リンク装置の連結部、かじ取りホーク  |
|          | (5) 制動装置   | マスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置<br>ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪は除く）<br>ディスク・キャリパ、ブレーキ・シュー（二輪に限る） |
|          | (6) 緩衝装置   | シャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く）   |
|          | (7) 連結装置   | ルネット・アイ、ピントル・フック、その他連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く）                                      |
| 電子制御装置整備 | (8) 運行補助装置 | 自動命令型操舵機能及び衝突被害軽減制動制御装置のセンサー、センサーからの情報を処理するための電子計算機、センサーが取り付けられた車体前部や窓ガラス            |
|          | (9) 自動運行装置 | 自動運転車の自動運行装置   |

### 3. 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の認証基準

主な基準としては、人員、工場面積、作業機械等であり、申請者が後述する欠格事項に該当していないこととなっています。

#### (1) 人員に関する基準

##### ① 整備主任者の選任

【法第91条の3・施行規則第62条の2の2】

事業場ごとに整備主任者を選任することが必要です。（事業者自ら整備主任者となる場合も含む。）

#### — [整備主任者の資格要件] —

当該事業場の従業員であって、一級の自動車整備士（一級二輪を除く）に合格した者又は一級二輪自動車若しくは二級自動車の技能検定（原動機を対象とする分解整備を行う場合は二級シャシを除く）に合格した者であって電子制御装置整備整備主任者資格取得講習を修了した者。

なお、改正法前に認証を受た自動車分解整

備の事業場が電子制御装置整備の追加を行った場合に、分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場としての整備主任者の要件を満たさなくなる者は、資格要件を満たしたうえ、令和3年3月31日までに選任届出を行わなければならない。

②従業員の確保【法第80条・施行規則第57条】

事業場には、2人以上の特定整備に従事する従業員を有すること。

③整備士の保有数【法第80条・施行規則第57条】

従業員のうち、少なくとも1人の①に該当する整備主任者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、従業員数の数を4で除して得た数（その数が1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

| [整備士の保有数]        |     | 整備士数 |
|------------------|-----|------|
| 自動車特定整備に従事する従業員数 |     |      |
| 2人から             | 4人  | 1人以上 |
| 5人から             | 8人  | 2人以上 |
| 9人から             | 12人 | 3人以上 |
| :                | :   | :    |

(2) 電子制御装置点検整備作業場等の基準【法第80条・施行規則第57条】

対象とする自動車の種類及び装置ごとに屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模の基準が規定されています。

[別添1]

なお、電子制御装置点検整備作業及び電子制御装置点検整備作業に附置する車両置場は、次の要件を満たす場合、事業場所在地以外に設置すること又は他の事業者と共同で使用することができます。

[注意]

○屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車の特定整備又は点検を実施するのに十分であること。

○屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。

○電子制御装置点検整備作業場を事業場所在地以外に設置する場合

- ・自動車による所要時間がおおむね1時間以内の位置であること。

○電子制御装置点検整備作業場を他の事業者と共同使用する場合

- ・共同使用する電子制御装置点検整備作業場及び車両置場（共用設備）は、これを使用する事業場との間の交通状況、共同使用の形態等を勘案して、使用する全ての事業者が支障なく整備作業を行うことができる位置にあり、自動車による所要時間がおおむね1時間以内の位置であること。
- ・共用設備の能力は、使用する全ての事業者の整備能力に対応したものであり、活用度合等において、共同使用に耐えうる十分な余力を有すること。
- ・共用設備の共同使用に関して、契約等の書面により、使用する全ての事業者がそれぞれの事業場のために支障なく使用することができる旨、明確に定められていること。（この場合において、使用する事業者は、複数の事業者と契約を交わしたものであっても差し支えない。）

- ・電子制御装置点検整備作業場には、車両置場が附置されていること。（広さは常時使用する自動車の大きさ及び車両数に対応した面積であること。）

(3) 作業機械等に関する基準【法第80条・施行規則第57条】

対象とする自動車及び対象とする装置の種類により定められた作業機械等を備えなければなりません。整備用スキャンツールについては、技術要件があります。（国土交通省ウェブサイト内「自動車特定整備事業について」QA 整備用スキャンツールの情報はどこに掲載されていますか？参照）[別添2]

また、自動車の型式に固有の技術上の情報及び運行補助装置のエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を有していなければなりません。なお、自動運行装置に係る自動車の型式に固有の技術上の情報を入手する体制を有することについては、自動運行装置の特定整備を行わない場合、運行補助装置のエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を有することについては、すでに事業場でターゲット等の専用器具を保有している場合は、この限りではありません。

【注意】

- 自動車の型式に固有の技術上の情報（点検・整備に係る情報）を入手できる体制としては、以下を有している場合があります。
  - ・自動車製作者等の整備要領書等
  - ・自動車製作者等や日整連がインターネットで提供する情報を常時入手できる環境
  - ・自動運行装置にあつては、自動車製作者等との契約により情報提供を受ける環境があることを証する書面
- ターゲット等エーミング作業に必要な専用器具を入手できる体制としては、他の整備事業者からの借用や共同保有により、入手できる場合があります。この場合でも、少なくとも一車種に対応できる整備用スキャンツールは保有していなければなりません。

(4) 施行規則第3条第8号ハに係る作業を外注する場合の取扱い

施行規則第3条第8号ハに係る作業（施行規則第3条第8号イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラスの整備又は改造（かじとり装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるもの）を特定整備（電子制御装置整備）の認証を受けていない事業者以外に外注する場合は、この作業を行う事業者の作業場を事業場の一部として届出しなければなりません。この場合、認証を受けていない事業者の事業場は次の要件を満たす必要があります。

- ・施行規則第3条第8号ハに係る作業を行う作業場は下表の規模であること。
- ・自動車による所要時間がおおむね1時間以内の位置であること。

| 対象とする自動車の種類   | 作業場の規模の基準 |        |
|---|-----------|--------|
|   | 間口        | 奥行     |
| 普通自動車（車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。） | 3メートル     | 11メートル |
| 普通自動車（最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。）   | 3メートル     | 8メートル  |

|   |         |         |
|---|---------|---------|
| 普通自動車（貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供するものに限り、上二欄に掲げるものを除く。） | 2.5メートル | 6メートル   |
| 普通自動車（上三欄に掲げるものを除く。）、四輪の小型自動車、三輪の小型自動車                                      | 2.5メートル | 5.5メートル |
| 軽自動車  | 2メートル   | 3.5メートル |

(5) 申請者の欠格事項【法第80条】

申請者が次に該当してはいけません。

道路運送車両法第80条1項

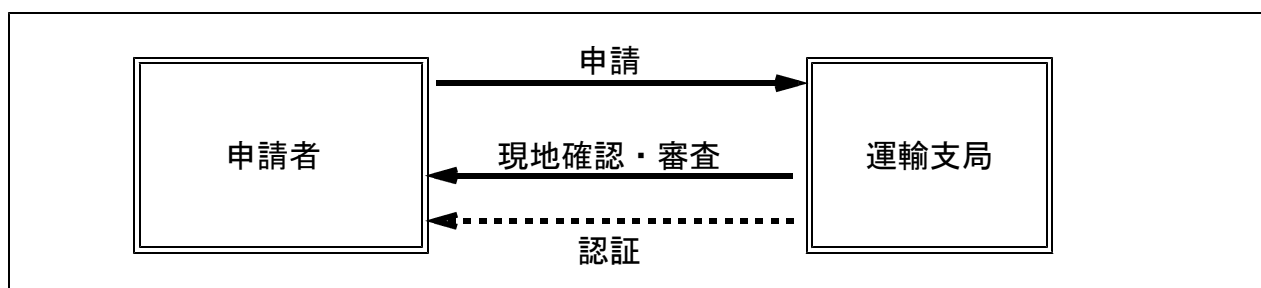
二 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

- イ 一年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ロ 第93条に規定による自動車特定整備事業の認証の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者（当該認証を取消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第103条第2項の公示の日前60日以内に当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものも含む。二において同じ。）であった者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であってその法定代理人がイ、ロ又はそのいずれかに該当するもの
- ニ 法人であって、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

#### 4. 認証の申請手順等

- (1) 申請書等は、別紙（認証関係申請（届出）添付資料等一覧表）を参考に該当する関係書類を作成し、運輸支局へ提出して下さい。
- (2) 提出部数は1部ですが、申請者控えが必要な場合は2部用意してください。
- (3) 申請書類を受付し、書類審査後に現地確認・審査を行います。

【法第79条・施行規則第66条】



(4) 提出書類

【新たに認証を受ける場合】

- ①自動車特定整備事業の認証新規申請書
- ②申請者を特定できる書面（申請者が法人にあつては登記簿謄本等、申請者が個人

にあつては住民票等)

- ③事業場の所在地を証する書面（土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証等）
- ④整備主任者（選任・変更）届出書
- ⑤ 1 級（1 級二輪を除く）の自動車整備士の技能検定に合格したこと又は 1 級二輪若しくは 2 級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては電子制御装置整備整備主任者資格取得講習を修了したことを証する書面
- ⑥作業場等平面図
- ⑦自動車の型式に固有の技術上の情報（自動運行装置の特定整備を行わない場合は当該装置の情報を除く）及び運行補助装置のエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる書面
- ⑧電子制御装置点検整備作業場を事業場所在地以外に設置する場合は、電子制御装置点検整備作業場の土地の使用に係る契約書写し
- ⑨電子制御装置点検整備作業場を他の事業者と共同使用する場合は、次の書面
  - ・ 共同使用に関する契約書写し
  - ・ 共用設備の位置及び面積を記載した書面
- ⑩施行規則第3条第8号ハに係る作業を特定整備（電子制御装置整備）の認証を受けていない事業者以外注する場合は、この事業者との契約書の写し
- ⑪その他、必要と認められる書類

**【分解整備に電子制御装置整備を追加する場合】**

- ①自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書
- ②整備主任者（選任・変更）届出書
- ③ 1 級（1 級二輪を除く）の自動車整備士の技能検定に合格したこと又は 1 級二輪若しくは 2 級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては電子制御装置整備整備主任者資格取得講習を修了したことを証する書面
- ④作業場等平面図
- ⑤自動車の型式に固有の技術上の情報（自動運行装置の特定整備を行わない場合は当該装置の情報を除く）及び運行補助装置のエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる書面
- ⑥電子制御装置点検整備作業場を事業場所在地以外に設置する場合は、電子制御装置点検整備作業場の土地の使用に係る契約書写し
- ⑦電子制御装置点検整備作業場を他の事業者と共同使用する場合は、次の書面
  - ・ 共同使用に関する契約書写し
  - ・ 共用設備の位置及び面積を記載した書面
- ⑧改正法前に認証を受た自動車分解整備の事業場であつて、電子制御装置整備の追加を行う場合には、分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場としての整備主任者の要件を満たさなくなる者が令和3年3月31日までに選任手続ができるよう、電子制御装置整備整備主任者資格取得講習を受講する計画
- ⑨施行規則第3条第8号ハに係る作業を特定整備（電子制御装置整備）の認証を受けていない事業者以外注する場合は、この事業者との契約書の写し
- ⑩その他、必要と認められる書類

## 5. 関係法令

土地・建物を自動車整備工場として使用する場合には、建築基準法及び消防法その他関係法令により制限等の基準が定められていますので注意が必要です。最寄りの関係行政機関へ相談するなどして下さい。

